

世界中に拡散する模倣品・海賊版への対策について

審査第三部素材加工 審査官 越本 秀幸

抄録

近年の模倣品・海賊版を巡る状況は一層複雑化しており、巧妙化、潜伏化が進むとともに、インターネットや電子商取引の普及により容易に世界中に拡散する状況となっています。そのため中国のような模倣品製造国だけでなく、ASEAN等の模倣品流通国での対策も重要となっています。そこで、本稿では筆者の経済産業省模倣品対策室での経験に基づき、最近の模倣品の傾向や海外での模倣品対策を進める際の留意点、また模倣品流通国であるASEANでの取組を中心に紹介させていただきます。

1.はじめに

特許庁は産業財産権の権利付与に関する権限を有していますが、付与後の権利執行に関する権限を有していません。模倣品対策とはまさにこうした権利執行にあたりますが、特許審査官の業務の中では、模倣品対策について知見を得る機会がほとんどないため、模倣品の現状や具体的な対策について知見が豊富な人は多くありません。かく言う私も経済産業省模倣品対策室に出向するまでは、模倣品と海賊版の違いも曖昧でした。

そこで、特技懇誌に寄稿するという貴重な機会をいただきましたので、広く皆様に模倣品について知っていただくために、模倣品対策室での経験を踏まえて様々な情報を紹介させていただきます。過去251号(2008年11月)¹⁾と264号(2012年1月)²⁾にも模倣品対策室の先輩が執筆した記事がありますので、これらとの違いを出すために、最近増加している模倣品の傾向や、中国以外の第三国での取組に重点を置いて紹介させていただきます。

2.模倣品・海賊版被害の現状

2016年OECD・EUIPO調査³⁾によると世界中で

取引される違法な模倣品・海賊版は、年間約5,000億ドルと算出されています。2009年にもOECDが同様の調査を実施しており、その際は、年間約2,500億ドルと算出されていたので、7年間で2倍になっています。こうした模倣品・海賊版に対し、日本税関における輸入差止件数は過去10年以上の間、2万件超と高止まりして、平成29年には30,627件という過去2番目の差止件数となっています(図1)。警察における検挙件数について、商標権侵害事犯は300件程度、著作権侵害事犯は200件程度で推

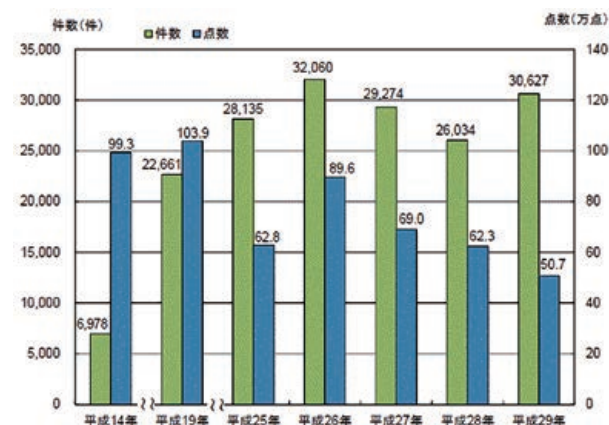


図1 知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移
(出典) 財務省「平成29年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」

1) <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/251kiko2.pdf>

2) <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/264/264tokusyu2-4.pdf>

3) <https://euipo.europa.eu/ohimportal/web/observatory/mapping-the-economic-impact>

移していますが(図2)、特筆すべきこととしては、インターネット利用事犯の割合が年々増加傾向にあり商標権侵害は8割強、著作権侵害は9割にまで達していることです(図3)。

経済産業省模倣品対策室への相談も年々増加傾向にあり、2017年には389件と過去最大となっています(図4)。また、相談・情報提供の総計である804件のうち、インターネット取引に関連する相談・情報

提供が486件と全体の約60%を占めています(図5)。

また、海外における日本企業の模倣被害も増加しています。特許庁の調査によると、製造、経由、販売のいずれの形態においても中国が大半を占めており、次いで、韓国、台湾と続いています。最近、模倣被害が増加傾向にある東南アジアでは、ベトナム、シンガポール、インドネシア、タイにおける被害が多くなっています(図6)。多くの模倣品は中国で製造

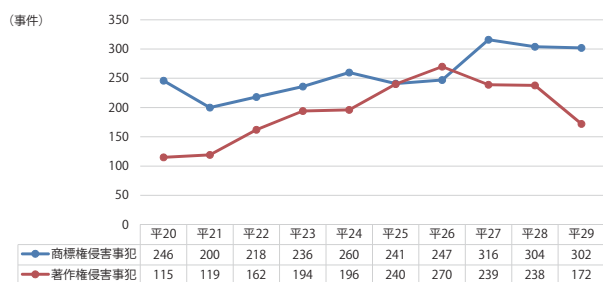


図2 商標権侵害事犯及び著作権侵害事犯の検挙事件数

(出典) 警察庁「平成29年中における生活経済事犯の検挙状況等について」

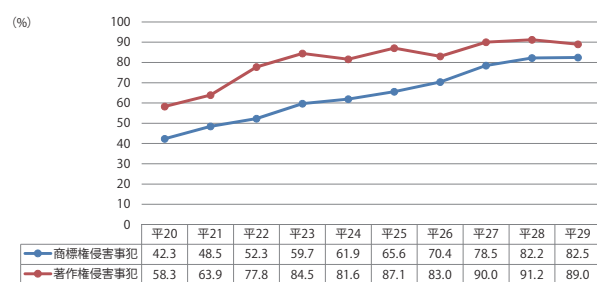


図3 商標権侵害事犯及び著作権侵害事犯の検挙事件に占めるインターネット利用事犯の割合

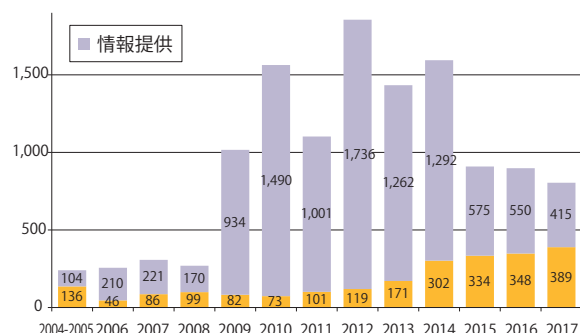


図4 政府模倣品・海賊版総合対策窓口における相談・情報提供の件数

(出典) 経済産業省「模倣品・海賊版対策の相談業務に関する年次報告」(2018年)

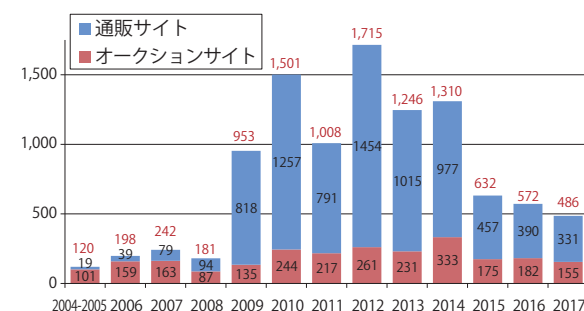


図5 政府模倣品・海賊版総合対策窓口におけるインターネット取引関連の相談・情報提供の件数

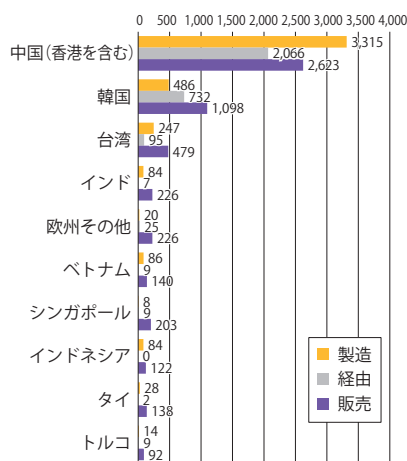


図6 国・地域別の模倣被害状況
(出典) 特許庁「2017年度模倣被害調査報告書」

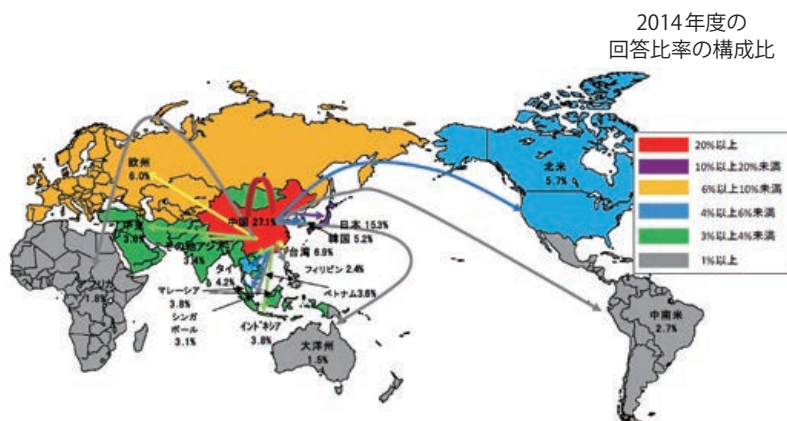


図7 中国で製造された模倣品・サービスの販売提供国・地域(流出先)の構成
(出典) 特許庁「2015年度模倣被害調査報告書」

され、近年のインターネットの普及により容易に国境を越えて世界中に拡散しています（図7）。そのため中国以外の国・地域でも模倣品対策は必須です。

インターネット上の模倣品被害について、最近の傾向として直送問題という事例を紹介します。これは日本国内のインターネットショッピングモールやインターネットオークションの販売店や出品者が、在庫を持たないで商品を販売し、消費者より注文があると、海外の模倣品販売業者から模倣品を購入し、その模倣品を海外の模倣品販売業者から直接購入者に直送させるという方法です（図8）。

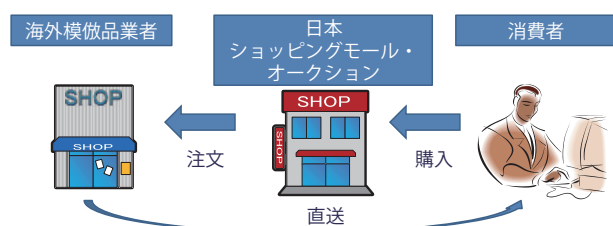


図8 直送問題

この直送問題の問題点としては、以下の3点が挙げられます。

- ①配送元が国外となるため住所を特定できない等、侵害者への責任追求が困難

- ②個人間の取引が多く、小口郵便で輸入されるため、税関での差止が困難
- ③在庫を持たず販売できるため摘発等のリスクがない

3. 経済産業省模倣品対策室の役割と機能

知的財産に関係する所掌を有する省庁・課室は、非常に多く、それぞれの立場から様々な取り組みを行っています（図9）。そのため、企業や個人から模倣品・海賊版対策に関して「相談先が分かりにくい」、「複数官庁に関係することも統合的に対応すべき」との要望があり、これを受けて、2004年8月に「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」が設立され、この窓口を設置する部署として、模倣品対策室（当時は「模倣品対策・通商室」）が設置されました。こうした設置経緯から、模倣品対策室は一元的に関係省庁と連携・協力する機能を備えているといえます。

政府模倣品・海賊版対策総合窓口には、企業や個人から日々多くの相談の電話やメールが届いていました。主な事案とその対応は図10の通りでして、関係省庁や関係機関と協力して対応していました。具体的な相談内容等については、毎年6月～7月頃に発行している年次報告書「模倣品・海賊版対策の相談業務に関する年次報告」⁴⁾にも紹介されていますので、ご興味のある方はご覧ください。

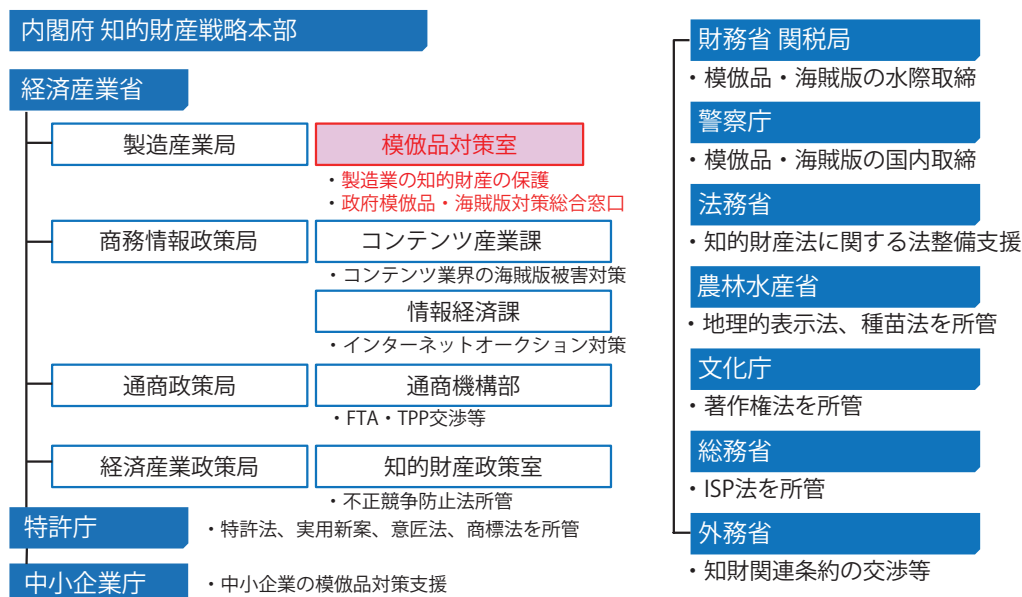


図9 知的財産に関する日本政府の体制

4) <http://www.meti.go.jp/press/2018/06/20180629002/20180629002.html>

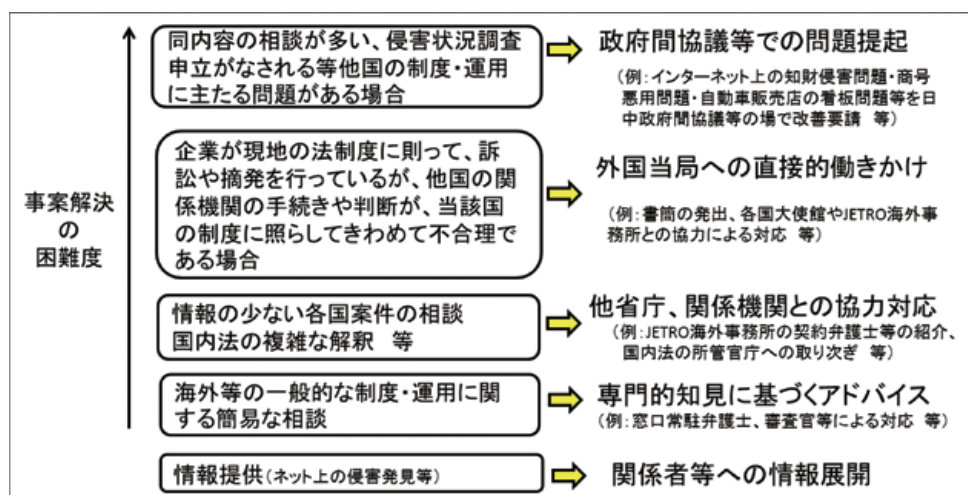


図10 窓口への相談内容に応じた一般的な対応

column 関係省庁との連携について～意外に多い出向者～

模倣品対策室は、税関や警察のような執行機関でも、特許庁や文化庁のように知的財産関連法を所管しているわけでもないため、海外執行機関を対象とした事業を行うにあたっては、そうした関係省庁の皆様の協力を得ながら仕事をさせていただきました。その中でも事業に特に関係する財務省関税局業務課知的財産調査室、警察庁生活安全局生活経済対策管理官付、法務省法務総合研究所国際協力部、外務省経済局知的財産室、文化庁長官官房国際課、特許庁総務部国際協力課、経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課の皆様とは、定期的に会合や懇親会を実施して交流を深めていました。この世界の特徴かもしれませんが、プロパーの人が少ないというのがありました。警察庁は地方からの出向者で占められていましたし、関税局は税関からの出向者が多く(特許庁にも税関からの出向者が在籍しています)、外務省やコンテンツ産業課は民

間企業からの出向者が多かったです(外務省知的財産室の室長も外部登用です)。また、模倣品対策室にも民間企業から1名、弁護士から1名の出向者がいます。そのように立場やバックグラウンドが全く異なる人たちとの仕事は新たな観点に気づくことが多く非常に勉強になるとともに、民間企業ならではの人的ネットワークを活用して更なるネットワークを構築することができました。

また、経済産業省にも民間企業だけでなく、地方自治体、他省庁からも数多くの出向者が在籍しており、製造産業局では、そうした出向者の会が定期的に行われていました(特許庁は出向ではないのか、お誘いはありませんでした)。

このように多くの人たちと親交を深められたことは、模倣品対策室への出向において一番の財産です。折角の縁ですので、今後も交流を深めていきたいと思っています。

4. 海外での模倣品対策について

海外で模倣品対策を実施するためには、まずはその国の制度を調べる必要があります。知的財産権の取得はほとんどの国で可能ですが、その後の執行においては全く異なります(図11)。例えば、日本では税関で特許権、意匠権、商標権、著作権の全ての侵害品を差し止めることが可能ですが、タイでは特許権と意匠権の税関差し止めは不可能です。また、刑事罰についても、日本では特許権や意匠権の侵害行為も対象となりますが、中国ではそれらの侵害行為

は対象となっていません。つまり中国で意匠権侵害が起こった場合、警察に相談することはできないので、別の手法(例えば、民事裁判)を検討する必要があります。他にも、シンガポールやインドネシアの税関で差止めの申立てをするためには裁判所への提訴が必要であったり、タイ税関は侵害品の認定手続を行わなかったり(すなわち侵害品でなかった場合の責任は権利者が負う)、多くの税関では担保金を供託する必要があったりします。それに対して日本の税関は、裁判所への提訴も担保金も必要なく、侵害品の認定続きも行います。

	日本	中国	台湾	韓国	シンガ ポール	インド ネシア	タイ	マレー シア	ベト ナム	フィリ ピン	TRIPS	TPP
輸入 申立差止	特 意 商 著	特 意 商 著	特 意 商 著	特 意 商 著	商 著	特 意 商 著	商 著	商 著	特 意 商 著	特 意 商 著	商 著	商 著
輸入 職権差止	特 意 商 著	特 意 商 著	商 著	特 意 商 著	商 著	商 著	商 著	商	特 意 商 著	特 意 商 著	—	商 著
輸出 申立差止	特 意 商 著	特 意 商 著	特 意 商 著	特 意 商 著	—	特 意 商 著	商 著	—	特 意 商 著	特 意 商 著	—	商 著
輸出 職権差止	特 意 商 著	特 意 商 著	商 著	特 意 商 著	商 著	商 著	商 著	—	—	特 意 商 著	—	商 著
刑事罰	特 意 商 著	商 著	商 著	特 意 商 著	商 著	特 意 商 著	特 意 商 著	商 著	特 意 商 著	特 意 商 著	商 著	商 著
行政措置	—	特 意 商 著		商 (刑事罰 あり)	—	特 意 商 著 (刑事罰 あり)	—	商 著	特 意 商 著	—	—	—

図11 各国のエンフォースメント制度

*筆者独自調べのため、必ずしも正確でない可能性あり

*特：特許権、意：意匠権、商：商標権、著：著作権

* TRIPS、TPPは各通商協定での規定に基づく図

このように日本では可能なことが、海外では不可能なことが多々ありますので、対策を行う場合は十分留意する必要があります。

こうした制度の違いに対して、模倣品対策室として海外執行機関に対して様々な働きかけを行っていますが、現行のWTO加盟国における義務はTRIPS協定のみであるため、それを超える保護レベルについて消極的であったり、そもそも知的財産のプライオリティが低かったりという理由で難しいのが現状です。こうした状況を打破するためにも、TPPやRCEPといった新しい経済連携協定の枠組みを構築する必要があります。

また、働きかけと並行して、海外執行機関に対するキャパシティビルディング、すなわち執行能力向上のための協力を行うことが重要です。具体的には、模倣品の製造国、流出国および中継拠点とされる国の税関や警察等の執行機関職員を対象に、模倣品の取締りに関する実践的なノウハウを提供する真贋判定セミナーというものです。2017年度までに開催した国は、中国、韓国、インドネシア、タイ、マレーシア、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、ラオス、ロシア、インド、UAE、サウジアラビア、イラク、エジプト、米国、ブラジル、チリになります(図12)。筆者は2年間の在任中、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナムに主担当として関わりましたが、いずれのセミナーも執行機関、権利者ともに好



図12 真贋判定セミナー開催国の実績(緑色にハイライトした国で実施)

評でした。

このような働きかけ(ムチ)とキャパシティビルディング(アメ)を継続的に続けていくことが模倣品の減少につながると考えています。

5. 国境での対策の重要性

模倣品対策は、大きく分けると、国境での差止めと、国内市場での摘発があります。どちらが効果的かは国の特質や制度によって異なりますが、模倣品の拡散を止めるために、源流である国境での差止めを好む権利者が多いです。さらに国境には海路、陸路、空路の3つがあります。日本には海路と空路しかありませんが、東南アジアのメコン地域には多くの陸路による国境があり、物流を活発にするために



経済回廊とは…

- ✓各国を横断（もしくは縦断）し、国境を越えて人とモノが活発に移動できるようにする、道路や橋梁等の運輸インフラのこと。
- ✓現在日本は、ベトナム～ラオス～タイを結ぶ「東西経済回廊」と、タイ～カンボジア～ベトナムを結ぶ「南部経済回廊」への支援を行っている。

図13 メコン地域の経済回廊

（出典）外務省「わかる！ 国際情勢 Vol.25 メコン地域の発展を目指して」

経済回廊の構築が進められていて（図13）、その結果、多くの模倣品がこの経済回廊等を利用して各地に流入しています。そのため国境、すなわち水際の対策は非常に重要なものとなっています。

これまでは首都等の都市部で真贋判定セミナーを開催し、周辺の税関職員等を集めていましたが、上記のような陸路の実態を考慮し、まさに現場で通関業務を行っている職員に対して直接トレーニングの方が、効果が高いのではとの考えから国境での実施を決めました。ここでは模倣品対策室で担当した海外事業のうち、メコン地域の陸路国境に関する取

組を紹介します。

5.1 ベトナム

ベトナムは中国と国境を接すること等から、海路だけでなく陸路での模倣品の流入も非常に多くなっています（図14）。そこで、中国からベトナムに流入する模倣品の国境における取引の実態、流入ルート、手口等を現地調査し、両国政府、権利者の対策立案を目指す「中越国境対策プロジェクト」を立ち上げました。



図14 中国からベトナムへの模倣品流入ルート外観

(1) 中越国境調査⁵⁾

まずは中越国境での実態調査を実施しました。現地での調査の結果、①ベトナム側では市場で模倣品が堂々と販売されているものの、中国側では市場で模倣品の販売・展示はない、②中国側の店舗を持たない「貿易商」がベトナム人バイヤーから模倣品の注文を受け、遠隔地の工場に製造依頼、③納品された模倣品は「貿易商」の倉庫に保管され、運送業者

や人力（ハンドキャリー）を用いて国境を越えるため関係者以外の目に触れることがない、という結果が得られました（図15）。この調査結果をベトナム税関に示したところ、概ね実態通りとの反応でした。

(2) 中越国境での対策

調査結果を踏まえ、2016年11月に中越国境であるラオカイで執行機関（税関、市場管理局、経済警

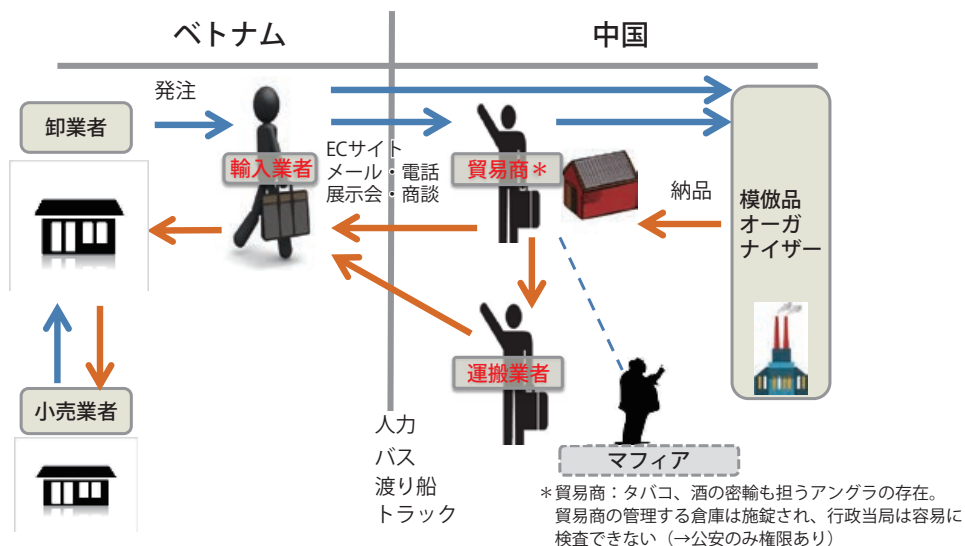


図15 陸路における模倣品流入手口のフロー概観



図16 ベトナム事業の写真

（上段：ラオカイと中国河口との国境及びセミナー風景、下段：ランソンと中国ピンジャンとの国境及びセミナーで講演する筆者）

5) 経済産業省委託「中越国境における中国からベトナムへの模倣品流通実態調査（2016年）」

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/vn/ip/pdf/BorderCHVNRp_damage_surveyCounterfeit201603rv.pdf

察、国境警備隊等)を対象に、2017年10月に同じく中越国境であるランソンで税関を対象に、それぞれ真贋判定セミナーを実施しました。国境税関にとって、日本企業が現地まで出張し、直接、真贋判定ポイントを説明するという機会は大変貴重であることもあり、真正品と模倣品を展示した企業ブースは非常に盛況でした。同時に国境の視察もしましたが、相当数のトラックや人が日々越境しており、通関を一時的に停止することが国境付近の人たちの生活に影響を及ぼすことから、模倣品の差止めをすることの難しさを感じました。

ちなみに模倣品のような不正商品は、正規の通関ルートを通らず、山等を越えての密輸が多いとのこと、特定のルートには、税関職員が24時間キャンプを張る等、密輸を阻止しようとする積極的な姿勢がうかがえました。

5.2 タイ

タイでは模倣品が多く流通しているとともに、国境を接するラオスやミャンマー等からも多くの模倣品が流入しています(図17)。また、タイは周辺国と比較して技術が発展していることから、タイ国内で模倣品が製造されたり、タイ企業の模倣品が出回っていたりという事態も生じているようです。

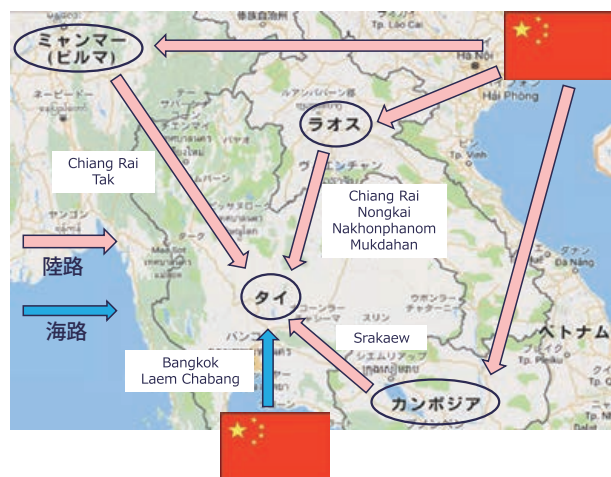


図17 タイへの模倣品流入ルート
(出典) JETRO「タイにおける模倣品流通実態調査」を基に作成



図18 タイ事業の写真
(セミナー風景、ラオスとの国境)

こうした実態を踏まえ、2017年6月にラオスとの国境であるムクダハンで税関を対象に真贋判定セミナーを実施しました(同行程でバンコクでも真贋判定セミナーを実施)。ミャンマー国境のメーサイ、カンボジア国境のアランヤプラテート等は、米国からの圧力により取締りを強化しているため、東北方面を日本にお願いしたいとのことで、ラオスとの国境であるムクダハン(東西経済回廊沿いの地域)でのセミナー開催となりました。ちょうどこの頃、タイ政府は米国の通商代表部によるスペシャル301条の優先監視国⁶⁾からの脱却を目指して、国内市場および国境での模倣品対策を強化していました。そうした背景もあり、セミナー開催に非常に協力的でしたし、セミナーに参加した権利者からは直前に摘発があったという嬉しいニュースも聞きました。また、この地域の税関にとって、真贋判定セミナーは初めてとのことで、熱心に講演に耳を傾けるとともに、真正品と模倣品を展示した企業ブースも非常に盛況でした。

6) 2018年版スペシャル301条報告書にて「優先監視国」から「監視国」に引き下げ



図19 ラオス事業の写真
(セミナー風景、中国との国境)

5.3 ラオス

ラオスは経済的にも人口的にも小規模な国ではありますが、南北経済回廊の起点であって、中国からASEAN各国へ流入する模倣品の通過点となっていることから、2017年10月に中国との国境であるポーテンで税関を対象に真贋判定セミナーを実施しました（同行程でビエンチャンでも真贋判定セミナーを実施）。ラオスでは他国政府による真贋判定セミナーとしては初めてということで、真正品と模倣品を展示した企業ブースは休憩時間も人が途切れることなく盛況で、商品を前に熱心に企業担当者の説明に耳を傾ける参加者の様子が見受けられました。

一方で、ラオス税関には模倣品の差止めに対する意識が浸透していない様子でしたが（記録がある範囲において差止め実績ゼロ）、ポーテンはラオス全土の30%の貨物が通関するようで、多くの模倣品が含まれていると考えられますので、このセミナーを機に意識が高まれば嬉しいです。

なお、政府の役割として、ニーズの多い国だけではなく、個社では難しい国での対策を切り開くというものがあると考えていまして、ラオスでのセミナーはこれに該当するものです。

6. 啓発の重要性

真贋判定セミナーは、執行機関の能力向上に資する取組ですが、模倣品を撲滅するためには、模倣品を取り締まる者だけでなく、模倣品を販売する者、模倣品を購入する者を対象とした啓発も重要です。一般消費者向けの啓発は自国の政府が行うべきであるので、模倣品対策室としては、模倣品を販売する

者への啓発プロジェクトを立ち上げました。

6.1 大規模市場における三者連携プロジェクト

ベトナムにおいて、大規模市場の経営者、執行機関、日本の権利者が連携し、入居店舗への知的財産啓発、市場調査、模倣品販売中止の指導等の実施を目指すプロジェクトです（図20）。

国内市場における行政措置については、権利者の申立てに基づき市場管理局が個別に取締りを行っていますが、しばらくすると模倣品が再び販売される状況がありました。また、模倣品に対する店舗販売者の問題意識は低く、消費者も模倣品と分かった上で購入するケースも散見されました。

そこで、市場管理局、市場経営者、権利者が一体となって、市場から模倣品を排除するキャンペーン活動を行い、その成果を公表することで、市場における模倣品販売抑制効果だけでなく、一般消費者への啓発も行うことができるというプロジェクトを立ち上げました。具体的に想定される効果としては、権利者にとっては市場管理局、市場経営者の協力を得て、模倣品流通を継続的に抑制することができる、市場管理局にとっては知的財産保護活動の成果をアピールし、模倣品排除による消費者の安全確保を図ることができる、市場経営者にとっては模倣品の無い、クリーンな市場の形成による一般消費者や観光客への宣伝効果です。

6.2 反模倣品啓発セミナー

2016年7月にハノイのドンファン市場で入居店舗を対象に反模倣品啓発セミナーを実施しました。セ

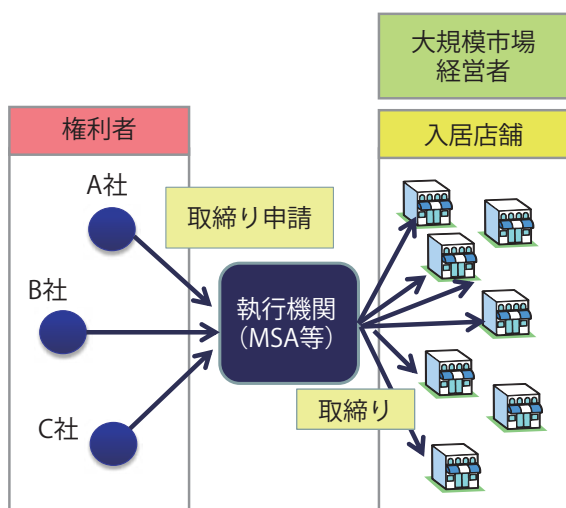
ミナーでは、市場管理局より模倣品販売が処罰の対象になり得ること、日本の権利者より模倣品がベトナムの経済・消費者に悪影響を及ぼすことについて講演が行われ、また市場管理局と入居店舗代表との

間で反模倣品誓約書への調印も行われました。

また、2017年5月にホーチミンで主要7市場の関係者を招集して、反模倣啓発セミナーを実施しました。セミナーでは、ハノイと同様に、市場管理支局、

〈これまで〉

権利者の個別取締り申請にもとづき、市場管理局や経済警察が入居店舗へ取締り、指導



〈今後の取組み案〉

執行機関（市場管理局等）、大規模市場経営者、権利者の三者が連携し、入居店舗に対し、セミナー、市場検査、指導を実施

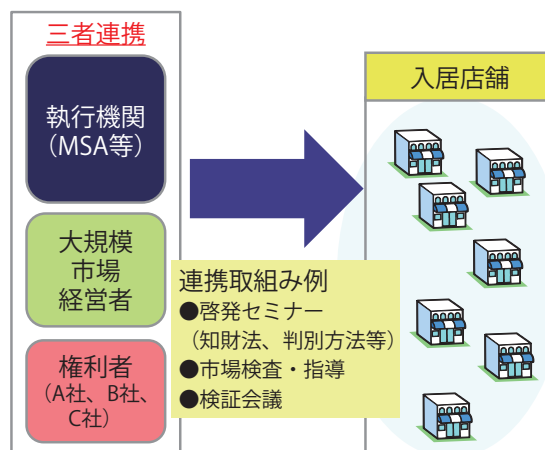


図20 大規模市場における三者連携プロジェクトのイメージ図



図21 ベトナム事業の写真

(上段：ハノイのドンファン市場の様子、セミナー前の当局における巡視、セミナー風景、下段：セミナー風景、署名式の様子)

日本の権利者から講演するとともに、市場管理支局と各市場の経営者との間で反模倣品誓約書への署名式も行われました。

これら2回のセミナーは共に多くの現地メディアが取材し、ネットやTVで報道されたため、セミナー参加者以外への波及効果も得られたと思われます。

6.3 今後の方向性

反模倣品啓発セミナーの実施前後の市場調査により、模倣品を扱う入居店舗が減少するという結果が得られました。ただし、こうした効果は一時的であることが考えられますので、模倣品に関する情報提供を通して市場管理局による自主的パトロールの強化、権利者と市場管理局との共同市場巡回、他市場への展開等、継続的な取組を続けていく必要があると考えます。

7. 今後の模倣品・海賊版対策の方向性について

模倣品対策室での経験を踏まえ、今後の目指すべき方向性について私見を述べさせていただきます。なお、2017年度に模倣品対策室では「我が国模倣品被害の課題分析及び課題解決のための方策検討に関する調査」⁷⁾という現状の模倣品対策に関する課題を分析しつつ、今後の方向性(案)についての調査を行いました。様々な観点から多くの方策が挙げられていますので、ご興味のある方はこちらも合わせてご覧ください。

7.1 政府としての対応

政府としては、主に①模倣品対策室の権限拡大、②他の先進国と協力して対策を実施、が重要であると考えています。

column 途上国におけるセミナー開催の苦労

ASEANのような途上国でセミナーを開催するのは大変です。知的財産のプライオリティが低いというのはもちろんですが、それよりも予算面です。海外執行機関にセミナーの打診をすると、まず費用の話になります。会場費や通訳費は日本側で負担できるのですが、それ以外に交通費や日当、さらに講演を依頼すると謝金を要求してきます(ただし国によります)。しかし、模倣品対策室の予算はあくまでセミナー実施における事業費となっていますので、こうした交通費等の費用は原則日本側で負担できません。そこで、例えばランチミーティングを実施したり、権利者にノベルティ(高価なものではない)を用意してもらったり、セミナー受講証明書(Certificate)を受講者に渡したりと工夫して対応していました。

このように途上国では金銭の問題が少なからずあります。知的財産のプライオリティが低いことから摘発等に関する予算が少ないということもありますが、袖の下というのも実際のところあります。ただし、最近は汚職撲滅に力を入れている国も多いこ

とから、減少傾向にあるかもしれませんが、例えば、出張費のように直接的でない方法で請求する等、まだまだ存在すると聞きます。以前ある国の汚職が大きな問題になっており、摘発を申立てると多額の費用が要求されるという問題が権利者から数多く寄せられたことに伴い、その国の執行機関を日本に招聘した際、直接ぶつけてみたことがあります。先方からの回答は、予想通りですが、摘発に関する費用は国が負担することになっているので、そのようなことはないとのことでした。こうした問題は非常に根深く、一朝一夕で解決できることはありませんが、一つ言えることとしては、企業のコンプライアンス規定に反するような汚職には荷担すべきでないということです。

ただし、国によっては法律で一部の費用が規定されている場合もあります。日本では費用がかからない手続きであっても、国によっては要する場合がありますので、その国の法律を精査した上で、支払うべきでないものについては応じないという姿勢が重要です。

7) http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H29FY/000038.pdf

上記①について、模倣品対策室は経済産業省の製造産業局の総務課にある一つの室に過ぎません。しかし、模倣品対策室は執行機関でも法律を所管しているわけでもないため、対策を推進するためには、関係省庁の協力が必須であるところ、現状の権限では全面的な協力は難しく、人と人との関係性で協力していただいているのが実態です。模倣品対策室は政府模倣品・海賊版総合対策窓口としての一元的な窓口という素晴らしい機能をもっていますが、実際の権限に見合っていないと言わざるを得ません。

一方で、米国では大統領府に知的財産執行調整官 (Intellectual Property Enforcement Coordinator) というポストを置き、関係省庁と協力して模倣品・海賊版対策を強化しています。このポストを日本に置き換えると、知的財産戦略推進事務局長に相当するといえますので、米国の模倣品・海賊版対策における姿勢が明確です。

そこで、日本の模倣品対策室も米国と同程度に権限を強化することが究極の目的であるとし、それを達成するために、模倣品対策室という組織を省外へアピールしたり、大臣会合等のハイレベル会合を活用して積極的に発信したりすることで、模倣品対策室のプレゼンスを高めていくことが必要であると考えます。筆者の在任中にテレビ番組の取材の話がありアピールの絶好の機会と捉えましたが、結果的に放映されませんでした。残念な結果ではありましたが、

が、このようにメディアを活用するのも有効だと思います。

上記②について、模倣品・海賊版対策は、日本と同様に他の先進国でも問題となっています。そこで、多国間の政府間対話の枠組みを構築し、情報交換や共同研究等を実施したり、途上国に対する共同セミナーを実施したりすることが効果的であると考えます。筆者の在任中に、日中韓が協力してASEAN各国へ政府としての取組や執行のノウハウを提供するという模倣品対策セミナーを企画しました (図22)。実施に向けてのハードルは多々ありますが、実現に向けて進めてもらえれば幸いです。

その他、現行の真贋判定セミナー等のキャパシティビルディングを続けることで、海外執行機関との良好な関係を維持することももちろん重要です。人と人との関係性が構築できていないと、どれだけ素晴らしい企画であっても実現困難度が高くなりますので、やはり最重要というべきです。

7.2 権利者としての対応

権利者側の対応も重要です。まず多くの日本企業の特徴でもあります、模倣品・海賊版対策に割ける予算が限られているというのがあります。各社様々な理由があるかと思いますが、模倣品・海賊版対策は費用対効果が低い、効果を定量的に測るのが困難

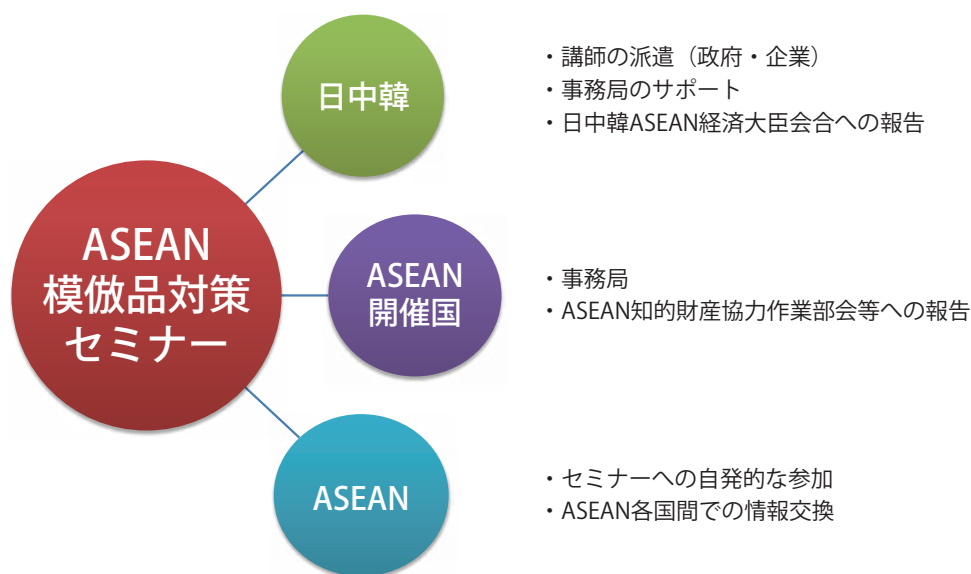


図22 ASEAN模倣品対策セミナーの構図

というのは、どの企業にも当てはまると思います。これは大半の日本企業が模倣品・海賊版対策の予算を知的財産等の事業費に組み込んでいることに起因していると考えています。一方、多くの欧米企業では、同様の予算を、ブランドを守るための広告宣伝費に組み込んでいます。この違いにより企業として捻出できる予算が大きく違っているのが実情です。

こうした予算の立て方はその国の文化にも影響される場所ではあるので、一概に欧米式を取り入れることが効果的とはいえないと思います。ただし、少しでも多くの予算を捻出するために、経営層の理解を得ることは重要です。

また、上記のような予算の問題にも起因しますが、将来的に事業展開を検討している国には可能な限り早く商標を出願しておくことが重要です。筆者の在任中だけでも非常に多くの冒認商標出願の被害を聞きました。一度、権利が登録されてしまうと、取消は非常に困難ですし、費用も膨大になる可能性があります。そうしたリスクに備え、日頃から権利情報をウォッチングしたり、様々な国に関する情報収集をしたりすることが重要です。

8. 最後に

本稿では経済産業省模倣品対策室への出向で経験したことに基づき私見も含めて述べさせていただきました。知的財産権の権利化では、何件登録できたというように定量的な効果が比較的容易に測れますが、権利執行では、予算を投入すればそれに応じた効果が得られる性質のものではなく、結果的に摘発・差止めがゼロという場合も少なくありません。

しかしながら、模倣品は消費者の健康・安全に多大な影響を及ぼすこと、企業ブランド・企業イメージの悪化につながる事等から、絶対に放置することはできない問題です。

そうした難しい問題に対して、関係省庁の皆様、産業界の皆様の協力を得て多くの取組を企画立案し、実施することができました。経済産業省の特色かもしれませんが、様々な会合等に参加することで、非常に多くの人的ネットワークを構築することができた結果かと思っております。

模倣品対策室出向中にお世話になった皆様、模倣品対策室に出向する機会を下さいました特許庁の皆様、この場をお借りして心より御礼申し上げます。本稿が模倣品・海賊版問題を抱える皆様にとっての解決の糸口や、今後、模倣品・海賊版対策に取り組む皆様の参考として少しでも役立つことができれば幸いです。

profile

越本 秀幸 (こしもと ひでゆき)

平成19年4月 特許庁入庁 (審査第三部金属加工)

平成23年4月 審査官昇任

審判課企画班、審査第三部素材加工、経済産業省製造産業局模倣品対策室を経て、2018年3月より現職。